

大学院総合文化研究科・教養学部拡大教授会及び大学院総合文化研究科・教養学部教授会におけるインターネットによるオンライン会議システムの活用に関する申合せ

令和2年6月18日
拡大教授会・教授会了承

この申合せは、近年における情報通信技術の進展、新型コロナウイルス感染拡大に伴い令和2年4月に実施された総合文化研究科・教養学部における活動制限の経験等を踏まえ、今後、インターネットによるオンライン会議システムを活用して大学院総合文化研究科・教養学部拡大教授会及び大学院総合文化研究科・教養学部教授会（以下「教授会等」という。）を行う場合の取扱いについて定める。

第1条 一部又は全ての教授会等の構成員（以下「構成員」という。）は、総合文化研究科長・教養学部長が指定するオンライン会議システム（以下「オンライン会議システム」という。）を使用して教授会等に参加することができる。

2 全ての構成員に対してオンライン会議システムにより教授会等への参加を求める場合を除き、構成員が前項の規定により教授会等への出席を希望するときは、事前に申し出なければならない。

第2条 前条により構成員がオンライン会議システムにより教授会等へ出席する場合の大学院総合文化研究科・教養学部拡大教授会内規（以下「拡大教授会内規」という。）、大学院総合文化研究科教授会・教養学部教授会内規（以下「教授会内規」という。）、大学院総合文化研究科長選考内規（以下「研究科長選考内規」という。）及び大学院総合文化研究科教授、助教授、専任講師選考手続規程（以下「選考手続規程」という。）の適用は、次のとおりとする。

- (1) 拡大教授会内規第5条第1項、教授会内規第6条第1項、研究科長選考内規第4条及び第10条第1項並びに選考手続規程第10条及び第11条に定める定足数又は出席者については、オンライン会議システムを使用して参加した者（以下「オンライン出席者」という。）も出席者として取り扱う。
- (2) 拡大教授会内規第5条第3項各号、教授会内規第6条第2項各号及び選考手続規程第13条各号に定める者が、オンライン会議システムを使用して参加したときは、出席者として取り扱う。
- (3) 拡大教授会内規第5条第2項、教授会内規第6条第1項及び選考手続規程第11条に定める議決並びに研究科長選考内規第10条第1項に定める選挙は、オンライン出席者につ

いては、オンライン会議システムの投票機能等を活用して行う。

- (4) 研究科長選考内規第10条第1項中「無記名による単記式投票を行い」とあるのは、オンライン出席者については、「オンライン会議システムの投票機能等を使用した単記式投票を行い」と、選考手続規程第9条中「無記名投票により行い」とあるのは、オンライン出席者については、「オンライン会議システムの投票機能等を使用して行い」と読み替える。

附 則

この申合せは、令和2年6月18日から実施し、令和2年4月23日から適用する。

附 則

この申合せは、令和2年7月 日から実施する。

(了解事項)

1. 第1条第1項に規定する総合文化研究科長・教養学部長が指定するオンライン会議システムは、当分の間、Zoom コミュニケーションズの提供するオンライン会議システムとする。
2. 第2条第4号に規定する「無記名投票」については、マイクロソフト社の Forms を使用して行い、同ソフトの機能を活用し無記名の取扱いを担保する。

大学院総合文化研究科・教養学部拡大教授会及び大学院総合文化研究科・教養学部教授会におけるインターネットによるオンライン会議システムの活用に関する申合せ（令和2年6月18日）の一部を改正する申合せ（案）

改正理由：本年度実施する総合文化研究科長・教養学部長の選考に際して所要の改正を行うもの

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2条 前条により構成員がオンライン会議システムにより教授会等に出席する場合の大学院総合文化研究科・教養学部拡大教授会内規（以下「拡大教授会内規」という。）、大学院総合文化研究科教授会・教養学部教授会内規（以下「教授会内規」という。）及び大学院総合文化研究科教授、助教授、専任講師選考手続規程（以下「選考手続規程」という。）の適用は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 拡大教授会内規第5条第1項、教授会内規第6条第1項及び選考手続規程第10条及び第11条に定める定足数については、オンライン会議システムを使用して参加した者（以下「オンライン出席者」という。）も出席者として取り扱う。</p> <p>(2) 拡大教授会内規第5条第3項各号、教授会内規第6条第2項各号及び選考手続規程第13条各号に定める者が、オンライン会議システムを使用して参加したときは、出席者として取り扱う。</p> <p>(3) 拡大教授会内規第5条第2項、教授会内規第6条第1項及び選考手続規程第11条に定める議決は、オンライン出席者については、オンライン会議システムの投票機能等を活用して行う。</p> <p>(4) 選考手続規程第9条中「無記名投票により行い」とあるのは、オンライン出席者については、「オンライン会議システムの投票機能等を使用して行い」と読み替える。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2条 前条により構成員がオンライン会議システムにより教授会等に出席する場合の大学院総合文化研究科・教養学部拡大教授会内規（以下「拡大教授会内規」という。）、大学院総合文化研究科教授会・教養学部教授会内規（以下「教授会内規」という。）、<u>大学院総合文化研究科長選考内規（以下「研究科長選考内規」という。）</u>及び大学院総合文化研究科教授、助教授、専任講師選考手続規程（以下「選考手続規程」という。）の適用は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 拡大教授会内規第5条第1項、教授会内規第6条第1項、<u>研究科長選考内規第4条及び第10条第1項並びに選考手続規程第10条及び第11条に定める定足数又は出席者については、</u>オンライン会議システムを使用して参加した者（以下「オンライン出席者」という。）も出席者として取り扱う。</p> <p>(2) 拡大教授会内規第5条第3項各号、教授会内規第6条第2項各号及び選考手続規程第13条各号に定める者が、オンライン会議システムを使用して参加したときは、出席者として取り扱う。</p> <p>(3) 拡大教授会内規第5条第2項、教授会内規第6条第1項及び選考手続規程第11条に定める議決<u>並びに研究科長選考内規第10条第1項に定める選挙は、</u>オンライン出席者については、オンライン会議システムの投票機能等を活用して行う。</p> <p>(4) <u>研究科長選考内規第10条第1項中「無記名による単記式投票を行い」とあるのは、</u>オンライン出席者については、「<u>オンライン会議システムの投票機能等を使用した単記式投票を行い</u>」と、選考手続規程第9条中「無記名投票により行い」とあるのは、オンライン出席者については、「オンライン会議システムの投票機能等を使用して行い」と読み替える。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(了解事項)</p> <p>第1条第1項に規定する総合文化研究科長・教養学部長が指定するオンライン会議システムは、当分の間、Zoomコミュニケーションズの提供</p>	<p>(了解事項)</p> <p><u>1.</u> 第1条第1項に規定する総合文化研究科長・教養学部長が指定するオンライン会議システムは、当分の間、Zoomコミュニケーションズの</p>

するオンライン会議システムとする。	提供するオンライン会議システムとする。 <u>2. 第2条第4号に規定する「無記名投票」については、マイクロソフト社の Forms を使用して行い、同ソフトの機能を活用し無記名の取扱いを担保する。</u>
-------------------	---

附 則

この申合せは、令和2年7月 日から実施する。